

福岡県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱

制 定	平成12年11月6日12生特第137号
一部改正	平成16年7月30日16生第207号
一部改正	平成20年7月1日20農振第946号
一部改正	平成21年4月1日22農振第89号
一部改正	平成22年4月1日22農振第310号
一部改正	平成25年5月16日25農振第145号
一部改正	平成27年4月9日27農振第48号
一部改正	平成28年4月1日27農振第6497号
一部改正	平成29年4月3日29農振第21号
一部改正	平成31年4月1日31農振第182号
一部改正	令和2年4月30日2農振第157号
一部改正	令和2年12月28日2農振第6990号
一部改正	令和4年5月6日4農振第220号
一部改正	令和6年5月7日6農振第249号
一部改正	令和7年5月9日7農振第220号
一部改正	令和8年4月17日8農振第207号

(趣旨)

第1条 知事は、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間交付金」という。）及び日本型直接支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号）に定める中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村及び推進交付金交付等要綱別紙4により設置された福岡県農地・水・環境保全協議会（以下「推進組織」という。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付金交付の対象及び補助率)

第2条 前条に規定する経費及びこれに対する交付率等は、別表に定めるとおりとする。

(経費の流用の禁止)

第3条 別表の事業の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の流用をしてはならない。

(交付金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する交付申請は、福岡県中山間地域等直接支払交付金等交付申請書（別記様式第1号。以下「交付金等交付申請書」という。）によるものとする。

(交付金の遵守事項)

第5条 市町村及び推進組織（以下「市町村等」という。）の長は、中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第392号）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号）、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号、平成28年4月1日付け27農振第2219号）に従わなければならない。

2 市町村等の長は、中山間交付金の交付に際して、前項に規定する条件を付さなければな

らない。

- 3 市町村等の長は、推進交付金の交付金等交付申請書を提出するにあたって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第266号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（申請内容の変更の承認等）

- 第6条 市町村等の長は、第4条の交付金等交付申請書の記載事項について、重要な変更（別表の軽微な変更の欄に掲げるものを除く。）を加えようとするときは、あらかじめ福岡県中山間地域等直接支払交付金等変更承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（概算払の請求）

- 第7条 市町村等の長は、中山間交付金及び推進交付金の概算払を受けようとするときは、福岡県中山間地域等直接支払交付金等概算払請求書（別記様式第3号。以下「概算払請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、中山間交付金及び推進交付金の概算払をするものとする。

（状況報告）

- 第8条 市町村等の長は、中山間交付金及び推進交付金の交付決定があった年度の12月31日現在において、福岡県中山間地域等直接支払交付金等遂行状況報告書（別記様式第4号）を作成し、当該年度の1月10日までに知事に提出しなければならない。
ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができる。

- 2 知事は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、市町村等の長に対して当該交付金の状況報告を求めることができる。

- 3 市町村等の長は、事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- 4 別表の事業の欄に掲げる2の事業において、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、市町村等の長は、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第5号）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

この場合において市町村等の長は、交付決定までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（実績報告書）

- 第9条 規則第13条に規定する実績報告は、福岡県中山間地域等直接支払交付金実績報告書（別記様式第6号）によるものとし、事業が完了した日から1月を経過した日又は事業の完了の日の属する国の会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 市町村等に対して、交付金の全額が概算払により交付された場合における前項の報告

期日は、同項の規定にかかわらず、事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月30日までとする。

3 第5条第3項のただし書の規定により交付の申請をした市町村等の長は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。

4 第5条第3項のただし書の規定により交付の申請をした市町村等の長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月10日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（交付金の額の再確定）

第10条 市町村等の長は、規則第14条の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を前条に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項による実績報告書の提出を受けた場合は、規則第14条に準じて改めて額の確定を行うものとする。

（書類の提出）

第11条 市町村の長が、この要綱に基づき知事に提出する書類は、正副2通（所管農林事務所長を経由）とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第12条 この要綱において書面等により行うこととしているものについては、当該規定に関わらず、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。ただし、第4条の規定による交付申請、第6条の規定による変更承認申請については、使用できる電子情報処理組織はあくおか電子申請サービスのみとする。

2 前項の規定により行われた申請等については、この要綱に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する要綱の規定を適用する。

（財産処分の制限）

第13条 規則第20条第2号の規定に基づく知事が定める財産は、事業により取得した価格が1件50万円以上のものとする。

（関係書類の整備）

第14条 規則第10条に規定する関係書類は、交付金事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、市町村等の長は、事業により取得し、または効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(契約等)

第15条 市町村等の長は間接交付事業者に交付金を交付するときは次に掲げる条件を付さなければならない

(1) 事業実施主体は、間接交付金に係る事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金に係る事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 事業実施主体は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合せ(以下、「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年11月6日から施行し、平成12年度から令和11年度までの交付金に適用する。

附 則

この要綱は、平成16年 7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 5月 6日から施行し、改正前の本要綱の規定により交付された福岡県中山間地域等直接支払交付金等については、なお従前の例による。ただし、第10条の交付金の額の再確定については、令和3年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年 5月 7日から施行し、令和6年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年 5月 9日から施行し、令和7年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年 4月17日から施行し、令和8年度の交付金から適用する。

別 表（第 2、第 3、第 6 及び第 8 条関係）

事 業	経 費 の 内 容	交付率等	軽 微 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）により市町村が集落協定及び個別協定に基づいて交付する交付金	3/4 以内 特認は、 2/3以内		
2 日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）	市町村、推進組織が日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第2の規定に基づいて行う事業に要する次の経費 ア 促進計画の策定 イ 推進・指導 ウ 実施状況の確認 エ 支払調書の作成 オ 基準検討会の実施	定額	経費の内容欄に掲げるア～カに係る経費の相互間における交付金の増減	